2007年度連合埼玉川越・西入間地域協議会（川越・西入間地域労福協）政策制度要請　各市町回答まとめ および 総括

2008／５／20 地協事務局

		川越市	坂戸市	鶴ヶ島市	毛呂山町	越生町	総　括
Ⅰ．総合経済・産業政策							
	1. 団塊世代をはじめとする中高年層が退職後も、優れた知識や経験を活かして地域で活躍できる社会の構築にむけて、県・市町村が一体となって、団塊世代や中高年の退職後の就職や起業、NPO・ボランティア活動などの支援をおこなうために、各市町村における「団塊世代活動支援センター」を設置すること。	本市では、平成18年度からスタートした「第三次川越市総合計画」において市民と行政がともに力を出し合い、協力して地域の課題に取り組む「協働によるまちづくり」を計画の柱に位置付けています。協働に取り組むためには、相互に共通認識を持ち、相手の特性、役割分担等を理解して取り組むことが必要です。市では、共通認識の醸成及び情報提供を目的として、平成19年10月に市ホームページに「協働のまちづくり」のジャンルを設置いたしました。 団塊の世代に対する市の取り組みといたしましては、商工振興課の「ライフサポートセミナー開催」、高齢者いきがい課の「シルバー派遣事業周知」、中央公民館の「市民講座開催」がありますが、このような各課の取り組みについて、情報の一元化を図るべく、ホームページに「団塊世代向けのコーナーを設ける等、検討を進めております。 また、団塊の世代の方を含め、市民活動を行う市民や団体の交流及び活動の場を整備することを目的に、市と県の共同事業である地域振興ふれあい拠点施設内にＮＰＯ支援施設を計画し、市民や市民活動団体の自主的な活動が地域に根付き、地域社会の活力となるよう支援に努めます。 （市民部市民活動支援課） 今子・高齢社会の進む中、団塊の世代をはじめとする中高年齢者の方々の能力を活かした活躍は必要であるとともに、大きく期待しすぎないかたいと考えております。 本市では「団塊世代活動支援センター」には及びませんが、平成19年度より概ね50歳以上の方を対象とし、定年後の再就職、起業、ライフプランなどの様々な相談、悩みについてアドバイスを行う「団塊世代第２次ケー相談会」を月２回開催しているところでございます。 中高年齢者対策につきましては、国や県、関係機関との連携をはかりながら進めてまいりたいと考えております。 産業観光部商工振興課）	現在市の取組みとしては、定年前後の方の社会参加、地域貢献、生きがいなどをテーマにセカンドライフ支援事業を実施しております。これは、団塊世代といえばくらべ、限られた方々が対象となのに対し、セカンドライフは広く啓蒙に継続して関係するテーマであることから、より多くの市民参加がいただけるものと考えたためです。甚だは、団塊世代の大量退職などの社会的状況に鑑み、雇用対策課が主体となって３年間の時限限定パイロット事業として、団塊世代活動支援センターを設置したと聞いています。本市では施設面での施策として、５月に市民活動交流プロアを開設し、市民活動・情報展示コーナー、交流スペース、印刷機等を備えた会議室など、市民活動全般に対する支援を実施していくところですので、多くの中高年の市民皆様にもこの市民活動交流プロアを有効活用していただけるよう、利用促進に努めていきたいと考えています。また、今後も、団塊世代に対する市民活動へのきっかけとなるような支援事業については、セカンドライフ支援事業の一環として、県団塊世代活動支援センターの協力などもいただきながら、多角的に検討していきます。就労相談につきましては、平成19年７月に坂戸市地域職業相談室が開設されていますので、そちらもご利用いただけるものと考えます。	平均寿命が、男性79才女性86才と男女とも世界一を誇る日本において、60歳定年退職されたお方の勤労意欲は、「上記の埼玉県の調査においても80%のお方ゃが 定年後も働く意思がある」と回答していることを見ても、相当高いものであることが分かります。また、地域において、市民活動や地域貢献活動が、ボランティアなどの人材の不足によって、その活動が活発化できない要因となっていると言われている中、団塊世代や中高年の地域ボランティアへの参加は、市民活動や地域貢献活動の活発化にとって、非常に有効な手段であると考えます。したがって地域における「団塊世代への支援体制」の構築を考えた場合、いわゆる団塊世代の定年後の雇用創出とこれらの世代の持つ高度なスキルや経験、あるいは個人のもつネットワークを利用した地域貢献・地域参加への支援を積極的にしていかなければなりません。そのため、当市においては、「ビジネス助っ人隊」NPO法人東上まちづくりフォーラム）の活用などにより団塊世代と企業のマッチングの場を企画して雇用の確保を図ったり、市民活動推進センターにおいてNPO法人をはじめとする市民活動団体への参加を推進するための情報提供を行うなど、さまざまな方法によって「団塊世代の支援体制」を確立するための組織づくりを検討しています。	予定なし	要請の趣旨は十分理解できますが、町財政は非常に厳しい状況にあり、新たな施設等の設置は困難であります。生きがい事業団や社会福祉協議会等の外部団体の事業を通じ、退職後の支援を行ってまいりたいと考えます。	要請の趣旨は理解されているが、 センターの設置」となると人や設置場所などの費用面で難しい状況。 →趣旨は理解されていることから、 終了」とする。
	2. 埼玉県特有の財産である森林や身近なみどり、農産物など、埼玉の特色を活かした地域活性化策を市町村と一体となって進めること。						
	①山林や休耕地などを活用した、自然 緑など埼玉の魅力を県内外に発信できる 観光施設」 農林業体験施設」や 園芸や体験を豊山村で過ごすスローライフ施設」 移住場所」など、埼玉県の新名所づくりを行うこと。	近年、生活に潤いを求める価値観の変化の中で、緑ゆたかな農山村地域で、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動となって現れています。 本市は都心から近く中心市街地を囲んで北部から東部に広がる田園地帯では、伊佐沼周辺に自然を生かした公園、桜並木、散策できる遊歩道、地産地消の農産物直売所、農業施点の農業ふれあいセンターがあります。農業ふれあいセンターでは市民が農産物を作る市民農園があります。また秋に市民が収穫に参加する体験農園があります。南西部では さつまいもの収穫体験」や 農園付き農業公園」家庭菜園ができる園場もあります。また農産物直売所も最近オープンいたしました。西部では葡萄の生産直売所や農産物直売所もあり、全地域のなかで環境保全対策も積極的に行なわれております。今後もこのような取組み等を助長していまいりたいと考えております。 産業観光部農政課）	高麗川流域に農をいかした健康・観光・環境拠点整備の検討を行っています。また、市内で唯一残された貴重な緑地である城山地区の森林を市民の散策や自然観察が楽しめるエリアとして整備するため、坂戸市、 杜（埼玉県トラック協会、 杜（埼玉県農林公社の３者で 緑の里山保全・創造事業」 （城山の森づくり）の協定を平成19年10月14日に締結しました。事業につきましては、埼玉県農林公社が中心となり、地権者の協力をいただきながら、保全を目的として、整備面積約31．5haを平成19年度と20年度の２年間で、下草刈り、間伐、歩道、ベンチの整備等を実施します。 なお、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、耕作をしていないわゆる遊休農地が増加傾向にありますが、この遊休農地対策と 生きづくりは市民の健康から」という観点から、農業と都市住民の新しい共存関係を目指す、坂戸市型の市民農業大学として 坂戸市農と健康市民大学」を平成16年から開講していますが、この 農と健康市民大学」は、 楽しい農業」、 優しい農業」を実践していただきながら、思いと交ちぎの場を提供するとともに、体験学習を通じて、農業というものを広く理解いただく場と考えています。	本市では、樹林地の保全対策の一環として平成11年度から都市緑地法の市民緑地制度を活用した 市民の森」を開設しています。この森は、市内に残された緑を守り育てるとともに、市民が自由に散策できる憩いの場とするため、市が土地所有者から樹林地を借り、市民に公開しているものです。現在では、土地所有者の協力により、市内に７カ所、約13．３ヘクタールの 市民の森」があります。また、高倉地区の農業交流センターでは、 市民農園」を運営しており、市民が手軽に農作業ができるよう農機具を豊富にそろえ、給水施設やベンチ、あずま屋などの休憩施設を設けています。休日には多くの市民が農園で野菜づくりに励む姿が見受けられます。同センターでは、さつま芋掘り体験や果狩り、地期野菜を使った料理講習会を開催するなど、農業体験や食を通じて自然とのかかわりを深める事業を実施しています。	ライフスタイルの変革により自然体験が求められています。休耕地や山林を利用した農業体験施設等は町にはありません。また、山林作業ができるよう「 企業の森」の契約は行っております。今後も自然に親しめるような政策を検討していきます。	越生町では、冠米より花の名所づくりに取り組み、越生梅林、五大尊つつじ公園、あじさい山公園など多くの花の観光名所づくりを進め、曽せて健康づくりとしてのハイキング・ウオーキング推奨し、大会等を開催しその普及に努めているところであります。また、農業祭や梅 軸のオーナー制度などの体験型農業など様々な取り組みを行っております。今後におきましてもこうした事業を進めてまいりたいと考えております。	すでに各市町において、何らかの形で実施されている内容である。 → 終了」
	②地域特産品（ブラン品）などの 朝市」を推奨し、農業振興と地域活性化をはかること。	新鮮な野菜や切花、樹等の地場農産物のＰＲや販売のため、市内農家と地元商店街が連携して、毎月 第四商店街の街路場で朝市を開催しております。 今後は、この朝市の観光スポット化等についても考慮しながら、農業振興と地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。 担当部課 産業観光部農政課）	現在、本市には特産品がありませんが、 いちじくを本市の特産品にすべく大家地区の農家の皆さんにより 次家いちじく園（菊部）が設立され、いちじくの生産と いちじくを使用したジャムの開発され、来年度に向けて本格的に販売すべく研究を行っていますので、市としましてこれらの特産品開発の取り組みを支援しています。 昨年６月から平成19年度の市の重点施策に位置づけられている 活気に満ちたまちづくり」事業を推進するために、サンロー 沿いに位置する公社所有の坂戸駅北口のパーキング取戸において 坂のど元朝市」を開催し、市内で生産された農産物も販売していますので、坂戸に根差した特産品を推奨していきたいと考えています。また、昨年４月に国（経済産業省）の地域活用資源促進法の地域資源の認定も受けた 坂のど菓子プレッ戸」についても推奨し、地域活性化を図っていきたいと考えています。	近年、消費者の農産物に対する安心・安全志向の高まりや生産者の販売の多様化が進む中で、消費者と生産者を結びつける 地産地消」の取組みが全国的に進められています。本市では、東武東上線若葉駅西口広場の有効利用と 地産地消」の取組みを進めるため、２年前から 朝市」を開き、鶴ヶ島産の朝採り野菜やお米、お茶、季節の花々などを市民に提供しているところです。	地域の特産品を推奨するため、農家と消費者のオーナー制をはじめ、新たな特産品の開発を進めております。また、朝市につきましては、商工団体・農業団体に働きかけ、町として協力していきます。	越生町では、以前より第三セクター 越生特産物加工研究所」を設立し、特産品の開発に努めております。また、自然体験村センターや観光案内所において、農家等の方々の生産品の販売を行う など地域の活性化のための施策を行っているところであります。今後も引き続きこうした事業を通じて町の活性化を進めてまいりたいと考えております。	朝市をすでに実施しているところ既存施設を使った物産販売を行っているところに分かれるが、すでに実施されている内容である。 → 終了」
	3. 公正労働基準と労働関係法の遵守を基準とした 公契約制度」確立に向けて、以下の施策を講じること。						
	①公共サービスの質の向上に資する人札制度とするために、価格だけではなく技術力や品質も含めた、総合評価方式を拡充すること。	本年度、本市では総合評価方式の導入準備として、舗装整備工事について、埼玉県総合評価落札方式試行要綱を準用して、試行で１件実施したところです。 この試行を通じて、問題点の洗い出し等を行い、本方式の調査研究を進めてまいります。 財政部工事検査課）	公共工事の品質の確保と向上を目的とし、価格と品質、両方とも評価し、総合的に優れ た調達を行う方法として、総合評価方式があります（総合評価方式においては評価項目及び評価基準を設定し、評価方法を決定するとともに、学識経験者の意見を聞 必要があります。現状では当市独自での実施は困難であため、埼玉県のサポートを受け、平成19年度に１件試行導入しました。20年度以降についても案件を選定して実施していく予定です。	価格のみではなく 品質も含めた評価により発注先を決定する総合評価方式は、市民に安全な公共サービスを提供するために有効な手段であり、今後本市においても導入を検討していきたいと考えております。	総合評価方式につきましては、価格だけでなく企業の技術力も評価し、落札者を決定するため、公共工事の品質を確保することや談合防止に効果があると考えております。一方、本町におきましては、技術職員の不足や地元業者の育成等、解決すべき課題があり、その導入には相当の準備期間が必要であると考えます。今後、国・県及び近隣市町村の状況を勘案しながら、総合評価方式の導入に向けて総合的に検討してまいります。	建設工事に関しまして、適切な事業実施に努めているところであり、今後におきましても、他市町村等の動向を踏まえながら、適切な執行に努めて参りたいと存じます。	法遵守に向けた取り組みは、各市町ともに実践されている。しかし、地域企業を守るという観点では金額競争だけで業者を決める入札にはどの市町でも一部疑問を感じている首長もいらっしゃる。 → 終了」
	②業務委託などにかかわる契約については、透明 公正を確保し、安易な随意契約が横行しないよう競争入札の原則を徹底すること。	本市における業務委託 工事に係る委託を除く の執行手続きにつきましては、 川越市委託事務執行の適正化に関する要綱」等に基づき、委託の設計、入札又は随意契約による契約方法、業者選考、執行管理、支払い等に至るまで、各主管課において適正な執行に努めております。 また、入札等の手続につきましては、毎年度、契約課において、文書による通知や説明会を開催するなど、より競争性、透明性、公平性の向上を図り、適正な執行に努めるよう指導しているところでございます。 財政部契約課）	役務の提供などの業務委託契約については地方自治法施行令に基づき50万円を超える案件については原則競争入札を行い、競争性、公正性、透明性を図っています。	業務委託にかかわるず、市が発注する業務については競争入札を原則としています。随意契約により発注する場合は、執行手定額が市の規則に定める基準額を超えない場合又は業務内容が競争入札に適さない真にやむを得ない理由がある場合にのみ適用することとしております。	当町におきましては、公平 公正 透明性を確保するため、関係法令や町条例、規則を遵守しており、決して安易な随意契約は行っておりませんので、ご理解をお願いしたいと存じます。		
	③全ての落札基準に 総合評価方式」を採り入れ、公正労働基準や労働関係法、福祉 環境・入札権など、企業の社会的責任を果たしている業者に評価点を加える落札制度とすること。	本市におきましては、平成17年10月、入札 契約制度等に関し、さらに、透明性、公平性、競争性の向上を図ることを目的として、 川越市入札制度等研究部会」を設置し、入札制度の改革に取り組んでいるところでございます。今後もこの研究部会の中で、川越市による、入札制度の入札制度の手続き等について検討してまいりたいと考えております。 財政部契約課） 総合評価方式について、試行で１件実施したところですが、今後、本方式本格導入にあたっては、本市独自に要綱等を定め、学識経験者の意見聴取の場や技術評価項目について選定が必要かと思われますので、つきましては、その際に要請のあったことについて検討して行きたいと思います。 財政部工事検査課）	総合評価を実施するにあたっては手続き に伴う事務量の増大や、契約までに時間を要するなどの課題もあるため、案件を選定して実施していきたいと考えています。また、評価項目及び基準の作成は現状では困難なため、当面は埼玉県総合評価方式活用ガイドラインを利用していきたいと思います。	本市において総合評価方式を採用するにあたっては、学識経験者からの意見聴取及び技術職員の育成などの課題があることから、当面は共工事に関して国及び県の方式に準じた総合評価方式を検討していきたいと考えております。	総合評価方式の導入に際しましては、ご指摘のように評価項目に企業の社会的責任を果たしている業者に評価点を加えることは、当然のことと考えますので検討してまいります。		
Ⅱ．雇用労働政策							
	1. 若年者の雇用・就職支援として就業意識を高めるために、産業界・教育局と連携し小中学生での就業体験や高校生のインターンシップなどを含め有効な対策を講ずること。	現在、埼玉県教育委員会では、子どもたちが変化の激しい流動的な社会を生きていくために必要な資質や能力である 生きる力」 学ぶこと」 働くこと」を大切にするキャリア教育を推進しています。 本市におきましても、各学校では、キャリア教育を推進するための校内の組織や体制づくりを進め、体験活動等を活用し、小学校段階から発達段階に応じた指導に努めているところであります。 小学校では、工場、農家、消防署、ゴ徳却施設等の見学や体験などをとおして、働くことの大切さや工夫、苦労や楽しさ等学んでいるところでございます。 また、中学校では、地域の中で様々な社会体験活動や多 の人々とのふれあいをとおして、みずみずしい感性や社会性、自立心を養うことを目的に中学生社会体験事業を実施しております。この社会体験活動につきましては、推進委員会を組織し、毎年３，０００名程度の中学生がのべ800の事業所等で、３日程度の体験ができる機会を設定し、正しい勤労観や職業観を育成しているところでございます。 高等学校につきましては、夏季休業期間に２学生を対象に３日から５日間の範囲で職場体験（インターンシップ）を実施しているところでございます。 今後も、児童生徒の生 き方 としての進路指導・キャリア教育の推進に努めてまいりますので、御理解の程お願い申し上げます。 学校教育部教育指導課）	本市では現在、子どもたちに社会体験不足を補うため 生きること」 学ぶこと」 働くこと」の重要性を学ぶ事業として、中学生に地域の中での様々な社会体験活動や多 の人々とのふれあいを通して、社会性や自律心を養い、たくましく生きる力をはぐくむことを目的に 中学生社会体験チャレンジ事業」を実施しています。今後もこの事業を継続すると共に、名機関と連携し事業を研究します。 また、筑波大学附属坂戸高等学校で教科 産業」の中の科目で、生徒の職業観・勤労観の育成を目指し、商等学校における起業・ベンチャー教育として生徒のキャリア形成に資する「プログラム」として 起業基礎」の授業を実践しており、市としても支援してゆきたいと考えています。	本市では、平成12年度から鶴ヶ島市中学生社会体験チャレンジ事業を実施しており、市内の５校の中学校では、地域の中での様々な社会体験をおして、多 の人々とふれあい、学校生活では得られない社会経験を積み、豊かな感性や社会性、自律心を養うことを目的としています。職場体験活動では、市内の農業、製造業、販売業、飲食業、自営業、理髪業、社会福祉施設、幼稚園、公共施設などの多業種から生徒の主体性に基づいた就業体験を行っています。 また、市内の県立鶴ヶ島高校においても、県の ワレッシュ高校生社会体験活動プログラム」に基づき、毎年インターンシップ（就業体験）事業を実施しており、勤労をとおして、望ましい勤労観、職場観を育成し、職業人としての意識の高めることを目的として実施されています。今後も、市としても、就業体験事業を積極的に支援し、若者の定職率の向上と技能、技術の伝承なども含めた就職支援を行なってまいります。	当町の障害者地域ディケア施設において、授産活動を実施しております。就労訓練支援にかかわる生産活動の受注を企業との信頼関係が確立しており、生産は徐々に向上しております。今後は設備を充実し、付加価値製品の受注に務めます。また、町及び関係機関で実施しています事業において、授産施設での製品について機会を提供しPRに努めております。	小中学生による就業体験については、既に町内商店等にご協力をいただき実施しているところであります。今後も小中学生に様々な経験をさせる事業に取り組んでまいりたいと考えております。	要請内容については、すでに各市町ともに実践されている。しかし、一部の首長からは 企業側の理解度、協力度が低い」との指摘もあり、企業に対するアプローチを別の形で行っていく必要がある。 → 終了」
	2. 障がい者授産施設自立支援の施策を講ずること。障がい者授産施設自立支援として、施設の経営能力と付加価値生産能力が向上するような施策を講ずること。また地域内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを広 PRし受注につながるような支援を行うこと。 ⇒【前にも同様要請済み】	今後、研究してまいりたいと考えております。 福祉部障害者福祉課）	本市には法に基づく授産施設はありませんが、障害者自立支援法による就労継続支援事業B型の施設と低の地域デイケア事業として位置づけられているデイケア施設があります。これらの施設では、生産活動等の機会を通じて自立や就労に必要な知識や能力の向上を図っています。また、生産活動による製品につきましては、工業団地工業会や工業団地事業協同組合に PRするとともに、市のイベン トや催し物等において、展示・販売を働きかけるなど生産意欲の向上にむけた支援をしています。	鶴ヶ島市には、ご要望にありますご障がい者授産施設はありませんが、法定外の施設として定員20人未満の心身障害者地域デイケア施設が３施設あり、これらの施設に対し補助金を交付しております。各施設は、通所者が14人～18人程の小規模なものですありますが、パン・お弁当の製造販売や紙すきはがき・木工おもちゃの製造販売等を行っており、市の行事への出展や製品を市の行事で使うなど施設に対し支援を行っているところであります。また、これらの施設は、今後、障害者自立支援法に基づく新体系の施設へと移行を予定しておりますので、その施設の状況に応じた援助を行って参りたいと考えております。	当町の障害者地域デイケア施設において、授産活動を実施しております。就労訓練支援にかかわる生産活動の受注を企業との信頼関係が確立しており、生産は徐々に向上しております。今後は設備を充実し、付加価値製品の受注に務めます。また、町及び関係機関で実施しています事業において、授産施設での製品について機会を提供しPRに努めております。	越生町の小規模授産施設は、平成20年4月から公設民営の運営形態により、新たなスタートを切りました。授産内容も通所生に合わせ、様々なものを行うとともに、通所生と住民の方々がふれ合えるような地域に密着した事業を行っており、また、同時に収益性のあるものも徴っております。今後も、経営母体である社会福祉法人と協力しながら福祉の向上に努めてまいります。	授産施設のない市町もあるが、趣旨は理解されている。 → 終了」
	3. 中小企業勤労者福祉サービスセンターの国庫補助の廃止を踏まえ、県内9箇所のサービスセンターの経営自立化をめざし、以下の支援を行うこと。						
	①魅力あるサービスセンターへの改善・改革を進めるために、求められるサービス内容やセンター運営などについて、会員ニーズを把握するために県内全てのサービスセンターの会員・事業主（従業員）を対象とした 調査」に協力すること。	本市では、第三次川越市総合計画において中小企業に働く方の福利厚生の充実に資するものとして 魅力川越市勤労者福祉サービスセンターの事業を位置付け、その支援に努めているところでございます。 魅力川越市勤労者福祉サービスセンターにおいては、現在、経営の健全化・自立化をめざし、事業の充実、会員拡大の取り組み等に努めております。また、近隣市との広域化についても検討を行っているところでございます。 御提示いただいた内容は、これらの取り組みと方向性は同じものと考えられますので、前向きに対応してまいりたいと考えます。 産業観光部商工振興課）	本市においては、中小企業勤労者福祉サービスセンター を設置していませんので、今後広域での設置について研究していきたいと考えています。	中小企業勤労者福祉サービスセンターの設立では、企業及び地域格差が問題化しており、勤労者の福祉向上のためにも必要であるものと考えますが、本市では設立要件には該当していません。また現下の厳しい財政状況を考えますと単独での設置は困難であります。そこで、今年度から近隣市との広域化に向けた調査及び研究を行っているところであります。また、本市では、女性労働者及び勤労者家庭の女性の教養及び地位の向上並びに福祉の増進を図ることを目的として、昭和６３年７月に 女性センター」を設置しており、今後も勤労者の方のご活用をお願いいたします。	他市町の対応を踏まえ検討してまいります。	財政状況が好転しない中、新たな財政支出を伴うような事業を行うことは困難であります。	センターが設置されているのは川越市のみであるが、各市町ともに広域化を望んでいる。広域化に向けたサポートが別途必要 → 終了」
	②経営基盤の強化施策の一環として、事業の統合と未設置自治体も含めた広域化による自立経営化をすすめること。						
	③社団法人埼玉県労働者福祉協議会（埼玉労福協）が出ている、広域化案などの改善・改革にむけた具体的な提言及び要請内容を踏まえた積極的な取り組みを行うこと。＜埼玉労福協の提言・要請内容 別添＞						

2007年度連合埼玉川越・西入間地域協議会（川越・西入間地域労福協）政策制度要請　各市町回答まとめ および 総括

2008／５／20 地協事務局

	川越市	坂戸市	鶴ヶ島市	毛呂山町	越生町	総　括
Ⅲ. 福祉・社会保障						
1. 改正介護保険法の定着・発展に向けて以下の施策を講ずること。					介護保険制度が住民の方々に理解され、かつ事業者の方々に適切に運用されるよう努めてまいりたいと考えております。	徐々にではあるが、サービスの向上に向けた取り組みを行っているようである。 → 終了」
①各市町村が進める地域の実情に応じた地域密着型サービスの整備を着実に推進すること。	地域密着型サービスにつきましては、 川越市高齢者保健福祉計画（第３期川越市介護保険事業計画）のなかで、地域の住民が利用しやすいように日常生活圏域ごとに事業所の設置を見込み、計画的に整備していきます。 福祉部介護保険課）	地域密着型サービス事業者につきましては、利用に支障が生じないよう整備に努めていきます。また、介護保険制度につきましては計画的に市広報を通じ広報に努めるとともに、事業者連絡会等を通じ事業者に対し制度の周知に努めていきます。地域包括支援センターにつきましては、委託した場合であっても市が指導等行なっていくものと考えています。	現在、地域密着型サービスについては、市内に認知症対応型共同生活介護を提供する事業所が３箇所あり、第３期介護保険事業計画では、地域密着型介護老人福祉施設の整備を１箇所見込んでいます。また、平成20年度には、計画期間を平成21年度から23年度までとする次期計画を策定することになっていますので、今後の介護保険給付対象サービスの種類ごとの必要量や当該供給量確保のための方策等について検討する予定です。このため、今後の地域密着型サービスの整備につきましても、計画策定の中で議論し、必要な整備数等を位置付けていく予定です。なお、地域包括支援センターについては、現在、市直営が１箇所、委託が１箇所で対応しています。	地域密着型サービスの整備につきましては、第４期毛呂山町高齢者総合計画の策定を進めるなかで検討、充実してまいりたいと存じます。なお、本町におきましては、地域包括支援センターは直営で設置し運営しております。	徐々にではあるが、サービスの向上に向けた取り組みを行っているようである。 → 終了」
②介護サービスを地域で利用する方が安心かつ継続的に受けられるよう介護サービスを提供する事業者の運営に関して、介護保険制度の理念に則り適切に行われているか現状をしっかりと把握し、必要な指導を行うこと。	本市では、平成１５年度より介護老人保健施設を対象として、費目を施設へ派遣しての実地指導を毎年実施してきましたが、介護保険法の改正により、市が指定権限を有する地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護など）事業者への指導も新たに加わりました。 これを受け、本年８月に介護老人保健施設及び地域密着型サービス事業者を対象とした 集団指導（を実施し、法改正の趣旨 目的の周知等を行いました。 また、10月末から11月末にかけて地域密着型サービス事業所への実地指導を、来年２月上旬に介護老人保健施設への実地指導を実施することとしております。 今後も、介護サービス事業者が法を遵守し、利用者の皆様へ適正なサービス提供が行われるよう、指導に努めていきたい考えているところでございます。 福祉部介護保険課）	本年度から地域密着型サービス事業者に対し、順次実地指導を行なうとともに、それ以外の事業者についても県が実施する実地指導に可能な範囲で同行するよう努めたいと考えています。また、前述の事業者連絡会等の機会を通じ、事業者に対し制度の周知を図っていきたいと考えています。	現在、施設サービスを含めたすべての介護サービス事業者には、介護サービスの内容や運営状況などの情報を公開することが義務付けられています。また、当該情報の一部については、各都道府県において事実のどうかの客観的な調査を行っています。このため、介護サービス事業者から報告がされなかったり、虚偽の報告があった場合には、各都道府県から報告内容の是正等の命令がなされることとなります。また、当該命令に従わない時は、指定（許可の取消しなどの行政処分がなされることとなります。更に、各都道府県及び市町村には、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るために、事業者等への指導監督権が付与されております。今後も引き続き、埼玉県と連携を図りながら、事業者の育成・支援を行うとともに、介護保険の適正な運営に努めてまいります。	毛呂山町が所管する地域密着型サービス事業者については、グループホームが２施設ございますが、施設の運営協議会に参加して「情報交換等を行っております。また、他の事業所につきましては、介護保険適正化計画に基づいた、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ってまいります。	
2. ノーマライゼーションの実現に向けて、障がい者の社会参加のため以下の施策を講じること。						各市町ともに障害者の差別、幾視解消に向けた取り組みは行われている。 → 終了」
①　障害者自立支援法」の施行に伴い、生活に支障をきたしている障がい者や経営難に追い込まれる施設等に対し、必要に応じた財政的支援を検討すること。	平成19年４月に施行された特別対策の実施状況を見ながら、その必要性を研究してまいりたいと考えております。 福祉部障害者福祉課）	障害者自立支援法による利用者負担につきましては、同法により定められている月額負担上限額、各種軽減措置、また、障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策として、利用者負担の更なる軽減措置、事業者報酬等の見直しが講じられましたので、これらの措置により対応しています。	国は、昨年12月に国費１２００億円の特別対策を実施し、利用者の負担の軽減や事業者に対する激減緩和措置などを実施しているところであり、さらに 障害者自立支援法の抜本的な見直し」に向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講じるもので、市においても財政的負担を伴うものですのでご理解いただきたいと存じます。	国、県の実施要綱に基づき支援を行っております。	相談等の事業などを通して、既存制度の中で対応していきたいと考えます。
②障がい者の社会参加を阻む心理的バリアの解消に向け、学校等教育の場をはじめ、ホームページでの呼び掛けなどあらゆる場面を活用し、啓発活動を行うこと。	心理的なバリアを解消するための啓発活動の実施は、ノーマライゼーションの実現に向け大切なことでございます。 本市では毎年、盲学校で子ども会への障害の正しい認識を図るために、 みんななかよく」 共に生きる」という啓発資料を作成し、小学校５年生と中学校１年生に配布し、道徳の時間や総合的な学習の時間等で活用しております。ノーマライゼーションの実現に向けては、障害のある子どもいろ子が、共に学び共に育つ機会を確保することも重要であるとともに、交流及び共同学習として、支援籍や居住地校交流を実施し、特別支援学校のお子さんが居住地の小中学校で、行事への参加や教科の学習を行っております。 また、特別支援学級に在籍するお子さんは、各教科の授業や給食、学級活動等で通常学級の子どもたちと交流しております。 日々の学習活動の中での自然な触れ合いは、障害のある子への正しい理解を促進し、子どもたちの心のバリアフリーにつながっております。今後も様々な機会で、心のバリアフリーに向け取り組んで参る所存です。 学校教育部教育研究所）	児童・生徒については、道徳、人権教育等を通じて、学校教育のあらゆる場面で、障がい者と健常者がともに支えあ ́う共生社会を築く(ノーマライゼーション教育を推進しています。また、教員に対しては、教育センターで年間３回の障害者等を交流する研修を実施しています。市民に対しては、年に１回 市民の集い」を開催し、ノーマライゼーション教育の理念の啓発活動を行い、毎回１千人以上の市民が参加して成果をあげています。また、今後も学校施設のバリアフリー化を推進していくとともに、エレベーターの設置等については、校舎の改修にあわせ検討していきます。	学校教育の場においては、子どもの発達段階に応じて、福祉に関する理解を深める教育を推進するとともに、教育活動全般を通じて、障がいや障がいのある人についての理解を深め、全ての人が社会の中でともに支えあって生きることができるよう福祉教育の充実を図っております。また、福祉教育・体験学習推進校等を指定し、市内の小中学校での福祉教育が充実するよう障がいのある人との交流や体験学習に取り組んでいます。市民一人ひとりが障がいや障がいのある人の正しい理解を促進するため、広報、ホームページ、冊子等の多様な広報媒体を活用して啓発を推進しています。	町障害福祉ガイドブック、ホームページ等、また教育部局と連携をとり啓発活動を行っております。	人権啓発事業等を通じて努めてまいりたいと存じます。	
③障がい者が生活しやすい街づくりを推進するために、公共施設内での音声案内設備の拡充および公共交通機関などの優先席の拡充や料金割引を行うよう 関係機関に働きかけること。	障害者の方が積極的に街の中に出かけられ、社会参加の促進が可能となるよう、公共交通機関等における優先席や料金割引の拡充について、関係部署と協議の上、協議会等を通じ要望してまいります。 総合政策部都市交通政策課） 公共施設内での音声案内設備の拡充につきましては、関係部署と協議してまいりたいと考えております。 福祉部障害者福祉課）	県の福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが生活しやすく 利用しやすいまちづくりを目指して、関係課へ施設等の整備、充実を働きかけています。また、公共交通機関等への改善事項は、県を通じて要望しており、今後も要望していきます。なお、市内循環バスは無料としています。	要望の趣旨に添うよう、今後、関係機関に要望して参りたい。	タクシー利用券初乗り運賃相当額の補助、有料道路の割引制度の窓口を実施し、公共交通等の料金割引についても窓口等において紹介しております。さらに、平成20年度に庁舎内一部公共施設にカラー拡大読書器及び音声拡大読書器の設置をする予定です。	既存の公共施設の改修は現在困難な状況であります。今後、改修等の機会がありましたら、その中で対応してまいりたい思います。	
Ⅳ. 交通政策						
1. 全ての市民が安全・快適に利用できる交通の提供に向け以下の施策を講ずること。					関係機関に機会を捉えて要請してまいります。	
①交通機関・交通施設のバリアフリー化を推進すること。	交通機関・交通施設のバリアフリー化推進のために、鉄道駅のエレベーター・エスカレーター設置や、路線バスのノンステップ化等に対して、市では公共交通事業者に補助を行っております。鉄道駅のバリアフリー施設の整備に対しては、低かっの補助もあり、平成１９年度中には新河岸駅にエレベーターと多機能トイレ、南大塚駅北口にエレベーターが設置されることになっております。今後も事業者と協力しながら、バリアフリー化を進めてまいりたいと考えております。 総合政策部都市交通政策課）	本市におきましては、はじめからできる限り多くの人が利用しやすいまちをつくろうとする考え方であるユニバーサルデザインを全市的に推進していくため、平成１６年１月に坂戸市ユニバーサルデザイン推進基本方針を策定しました。この方針に基づき、市として市内の各施設のバリアフリー化を図ってきました。駅のバリアフリー化につきましては、１日の乗降客数５千人を超える若葉駅及び北坂戸駅に、それぞれエレベーター及び身体障害者対応型トイレを設置しました。また、現在坂戸駅も年度から橋上化に着手しており、今後エレベーター及び身体障害者対応型トイレを設置しますのと、市内循環バスにおきましても、順次、リフト付バスへの更新をしており、平成２１年度までには全ての市内循環バスの更新が完了する予定です。更に、路線バスにおいても、補助金制度により、ノンステップ化の促進を図っており、着実にまちのバリアフリー化を進めているところです。	交通機関のバリアフリー化につきましては、市内路線バス（東武バス）にし、国・県と協調して「ノンステップバス導入促進補助金」を平成１３年度から毎年交付しております。そのため、埼玉県内交路線における低武バスの ノンステップバスの導入率は４９％と、全国の事業者の中で３番目の高さとなっております。また、鶴ヶ島市内循環バスにつきましては、小型バスを使用しているため ノンステップバスにはできないのですが、全てリフト付の仕様に改造して運行しております。 道路等の交通施設の整備におけましては、歩道の段差解消、道路上で特に支障となっている電柱の移設等を行っております。今後も、高齢者や障害者を はじめ、すべての人が安心して利用できるよう 計画的にバリアフリー化を進めて参りたいと考えております。	平成１２年１１月１５日に施行された 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）と 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律」（ハートビル法）の２法を一体化し、さらに施策の拡充を図った 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）が平成１８年１２月２０日から施行されました。その中の、基本方針の目標として ５日当たりの平均的な利用者数が５，０００人以上の鉄道駅については、平成２２年度（２０１０年度）までに、原則として全ての駅にエレベーター又はエスカレーター・傾斜者用トイレ等を設置することが公共交通事業者に義務付けられました。 利用者数が５，０００人未満の鉄道駅についても設置することが望ましい、とされている）さらに、国、地方公共団体、国民）の責務も明示されております。 この法律の施行により、町内にある４駅のうち東武鉄道線５駅（自角駅、武州長瀬駅、東毛呂駅）が、バリアフリー化の対象となっているため、利用者の利便性等の観点から、財政状況が大変厳しい中ではありますが、平成２０年度に３駅を一括に実施する予定で調整しているところです。	駅やバス、歩道などを見回しても着実にバリアフリー化は進んでいる。 →終了
②点字ブロックの整備・維持を行うとともに、交通量の多い交差点の歩行者信号機の音声案内設備を拡充するよう働きかけること。	歩行者信号機の音声案内設備につきましては、埼玉県公安委員会が所管とありますが、その窓口である川越警察署によりまして、市内の信号機の内、五分の一の信号機に音声案内設備が設置されており、順次設置をすすめているようにございます。 市としましても、道路交通環境の向上のため、設置可能な箇所につきましては早急に対応していただくよう 警察に対し要望していきたいと考えております。 市民部安全安心生活課） 点字ブロックの整備については、歩車道が分離されている川越駅周辺について整備を進めております。今後も、埼玉県福祉のまちづくり条例等の基準により、計画的に整備してまいります。 担当部課　建設部道路環境整備課）	点字ブロックの整備・維持につきましては、要望に基づき対応していきます。歩行者信号機の への音声案内設備の拡充につきましては、所管の西入間警察署を通じて埼玉県公安委員会に働きかけていきます。	視覚障害者誘導用ブロックにつきましては、視覚障害者が安心して利用できるよう、主要な交差点への設置を検討し、黄色などの識別しやすい色にしていきたい考えております。また、交通量の多い交差点の歩行者信号機の音声案内設備の拡充につきましては、埼玉県公安委員会への働きかけを行っていきたい考えております。	点字ブロックは長瀬駅前ロータリーに設置してあり維持を行っております。町の道路状況は狭小であり、拡幅改良を実施し点字ブロックの整備を行ってまいります。	駅やバス、歩道などを見回しても着実にバリアフリー化は進んでいる。 →終了
③高齢者・障がい者等にとって、生活をする上で欠かせない移動手段である交通網を維持・確保すること。	鉄道やバス等の公共交通機関は、市民の足としての役割とともに、高齢化社会への対応等、重要性は高まるものと思われますので、交通網の維持・確保に努めていきたいと考えております。 担当部課　総合政策部都市交通政策課）	本市におきましては、路線バスが便地対策としての市内循環バスが、市民の生活に欠かせない移動手段となっていますうこのため、既存バス路線の確保を最優先するとともに、市街地の開発や道路の整備にあわせ、事業者と連携し、停留所の増設や増便などを促進し、一方、市内循環バスにつきましては、市民ニーズや道路状況の変化を把握・反映した市内循環バス網の整備を行うとともに効率的な運営を推進していきます。	交通網の確保につきましては、市内循環バスを毎日３コース、計６０便運行しております。７０歳以上の高齢者の方には、運賃が割引（１００円負担）となる特別乗車証を、また障害者の方には無料で乗車できる特別乗車証を交付して、利用の促進を図っております。	平成１４年に道路運送法が改正され、乗合バスの規制緩和により、交通事業者が参入しやすくなった半面で撤退もしやすくなったことなどから、採算の取れない路線の廃止が多くなっている状況です。 本町では、高齢者や障害者などの移動手段を確保するため、町職員による検討委員会を立ち上げ先進地の視察などを行い、直営か委託か、有料か無料か、またデマンド方式が良いのか、循環方式が良いのかなど、利用者の利便性と費用の面など、さまざまな観点から現在検討しているところでございます。	巡回バスなどの対応をされている市町が多いが、それぞれ赤字の問題を抱えており、存続に向けて大きな問題となっている。よってこの項目については、もっと具体的な要請の検討が必要　→終了
2. 市民が快適で安心して生活するために、地域内の橋梁の早期点検と補強工事等の必要に応じた対応策を講じること。	川越市が管理している橋梁は、現在６１１橋あります。 橋梁の耐用年数を延ばす 長寿命化促進事業」という施策が国と交通省より発令されたことに伴い、平成２０年度分として橋梁点検業務委託を予算要求しております。今後共、長寿命化修繕計画を策定するＨ中で、安全性を確保する為、必要に応じ補修・補強・架け替え等を実施していますす。 建設部道路環境整備課）	近年、国内で頻発している大地震や米国ミネソタ州の橋崩落事故等に鑑み、早急な対策が必要である認識しており、本市では最も市民に影響を与えると考えられる東武東上線跨線橋及び関越自動車道跨道橋の４橋について、平成１４年度から平成１７年度にかけ耐震補強工事を実施しました。残る河川に架かる橋梁につきましても、国の補助の動向を見計らいつつ、順次実施していきたい考えています。 また、橋梁の点検につきましては、現在職員による道路パトロールに合わせた安全確認や簡易点検を実施していますが、今後、国土交通省が推進している詳細点検（５年に１回を目途）の実施に向け、検討していきたい考えています。	鶴ヶ島市内の関越自動車道と交差する跨高速道路橋につきましては、竣工後３０年以上経過していることから、大型地震に対応するため、平成１３年度及び平成１６年度に、耐震補強工事を実施しております。また、コンクリート の劣化状況の調査が数箇所確認されていたことから、平成１９年度 は コンクリートの剥落対策工事を実施しております。今後も、引き続き早期点検による早期補修により橋の延命化を図って参りたいと考えております。	橋梁の安全性は町民生活の道路を通行するに欠かせないものであることから、点検を実施し必要に応じて工事を実施してまいります。	努力してまいります。	各市町ともに前向きな検討はされている　→終了
Ⅴ. 環境・資源・エネルギー政策						
1. 年齢・性別に関係なく安心・安全に暮らせる住環境をめざし、以下の施策を講ずること。					越生町では、再開発の計画はございません。現在の自然環境を活かした町づくりを進めてまりたいと考えており、長期総合計画に基づき推進していきたいと考えております。また、護岸工事等は県事業であり、今後、改修等が行われる場合には、要望をしてまいりたい思います。	
①少子高齢化による地方の過疎化を防止するためにも、若者に魅力のある再開発計画を検討すること。	川越市はいたしましては、第三次総合計画の中で計画的なまちづくりの推進を位置付けておるところでございますが、現在、区画整理、地区計画、都市景観形成地域指定、自主協定、伝統的建造物群保存地区等様々なまちづくりに取り組んでいるところでございます。川越の持つ地域の特徴等を鑑みその地域にあったまちづくりを行なうことで、その魅力を創出し、市民の皆様が住むことに誇りを持てるまち、また川越に住んでみたい」というまちづくりを目指しておりますので、御理解を賜りたいと存ます。 都市計画部都市計画課）	現在、坂戸駅の整備を計画的に進めているところであり、今後、駅整備の効果や財政状況等を勘案の うえ検討していきたいと考えています。	本市では、昭和４０年代以降の都市化の進展や人口の増加に対応し、市街地整備を始めとするまちづくりに、積極的に取り組んできています。再開発事業の計画はありませんが、その時々の社会的な要請や地域の課題、市民のニーズなどに対応し、適宜・適切に都市基盤施設を、整備・更新・改善していくことは、快適で魅力ある市街地を作っていくために必要不可欠なことであると考えています。 都市の利便性の向上と良好な都市環境を確保するため、長期的な視点に立って、計画的に取り組んで参ります。	毛呂山町は、駅周辺を中心として市街地が形成され人口が増加し、発展してきました。駅を中心とした まちづくり」は、公共交通の利用増進や若者の集客を含め町の活性化、商業の振興に不可欠と考えており、第４次毛呂山町総合振興計画基本構想に基づき、中心市街地の活性化や地区計画等による街並みの形成も視野に入れ、駅周辺整備等進めております。また、就労の場を確保することにより、若者の定着を促すため、活性化エリアの具体的な検討も進めております。市街地再開発計画については、今後の検討課題とさせていただきます。	各市町の特色を生かした取り組みはすでに行われている　→終了
②市営　公営）住宅居住者の高齢化による防犯・防災などの対策を図ること。	市営住宅の高齢化率は２５％と著しく団地自治会による共用部分の維持管理にも一部で支障がでては」めており、防犯・防災活動の面でも懸念の声が聞かれます。 市営住宅の入居制度は、社会的弱者優先の登録制を採っていることから、入居者の階層が偏り、団地のコミュニティーが維持できなくなる可能性があります。これらのことの解消を図るため、現在、市営住宅の入居制度の見直しを行っております。また、市営住宅建替えの検討も行っておりますので、入居制度の見直しと併せて、幅広い年齢層が入居できるよう検討するとともに、防犯・防災活動が団地自治会で取組んでいけるよう努力してまいりたいと思います。 建設部住宅課）	防犯・防災に対して幅広い年齢層の地域組織の活動が重要であることは認識しています。市営住宅入居の際には、高齢者は優先して低層階に入居させる配慮はしていますが、市営住宅は住宅に困窮する低層所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給し生活の安定を図ることが目的であり、申込者の中から住宅困窮度の高い者が優先して入居することとなるため、年齢層をバランスよく入居させることは困難です。現在は、入居者募集時に募集定員以外の入居補欠者を定めて、できるだけ幅広い階層の入居を目指すなどの配慮をしている状況です。	当市における市営住宅については、 高齢社会を迎えて、高齢者や障害を持つ人が暮らしやすく多様なコミュニケーションの形成がはかれ、安全で安心して生活できる住宅の供給」を行なうために、 心身障害者等、高齢者、ひとり暮、その他」の区分に分け、入居者の募集を行なっています。 また、当市の市営住宅の１階各室については、バリアフリー化としていることから、これら６有効に活用できるよう対応しています。	当町の町営住宅は現在 玄田地、６９戸、入居者数は１６４名でその内６５歳以上の入居者は約２０％を占めております。これまで入居者の高齢化対策として、階段のスロープ化やバリアフリー化などの方策を実施し、又防災対策としては、火災報知器の設置等を実施しております。 低層階に高齢者優先、高層階に若年家族優先などと考えも高齢者の増加に伴い、防犯・防災対策としても必要であると考えますので今後検討してまいります。	高齢者や生活困窮者の住みやすい環境づくりの取り組みは行われているが、安全面という観点では検討の範疇となっている。 →終了
2. 大規模自然災害時に東京都へ通勤・通学している帰宅困難民救済の具体的な取り組みを強化すること。	帰宅困難者への対応につきましては、県はガソリンスタンド、外食産業、コンビニエンスストア事業者と 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結しております。そして帰宅困難者は水の提供、トイレの提供、情報の受けられることになっております。 平成１７年度及び平成１８年度に県が実施した 徒歩帰宅訓練」も本市職員が参加いたしました。 本市としても大規模な災害が発生した場合には、帰宅困難者を支援するため、県や事業所等と連携し、適切な情報、休憩所、代替輸送の提供に努めてまいりたいと存じます。また、平時から事業所等の協力への啓発も行ってまいりたいと存じます。 総務部防災危機管理課）	平成１９年１１月に公表された 埼玉県地震被害調査」の結果では、東京湾北部地震が１２時に発生した場合、埼玉県全体では１２２万人が坂戸市では１万７千人が帰宅困難者になることが想定されています。坂戸市地域防災計画では、帰宅困難者となった１万７千人の２／３が混乱に巻き込まれるとともに、地震の発生直後は地域の災害対応力が低下する想定しています。市の対応としては、そうした市民や企業に対しての啓発 帰宅徒歩に必要な準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認）を行なうことと、災害時伝言ダイヤル１７１等を利用した安否の確認情報についてもＰＲを行っていきたいと考えています。また、埼玉県では埼玉県石油業協同組合とガソリンスタンド一時休憩所として、徒歩帰宅者が利用できる内容の協定を締結していることから、徒歩帰宅支援者に対しての支援について、関係機関との連携を検討いたします。さらに、埼玉県が実施する交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練に、市民を傾斜的に参加させるなどの啓発や、隣接した東京都や区、県内市町村との連携を図ることといたします。	東京圏で大規模な地震が発生した場合、本市において多くの人が市内外で帰宅困難になることが予想されています。帰宅困難者の対策については、平常時から市民や事業所への啓発を進めるとともに、関係機関との連携強化を図り、災害時の情報提供、地図等の配布による誘導支援、水・食料の配布、休憩所・トイレの確保など、帰宅困難者に対する支援を検討し、支援体制の確保、強化を図ってまいります。	当町では、平成１９年３月に毛呂山町地域防災計画の見直し作業を行いました。帰宅困難者支援の内容につきましては、まず支援の目標といたしまして、帰宅困難となった通勤、通学者に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する内容といたしました。次にその対策といたしましては、帰宅困難になった通勤・通学者に対し、交通情報や被害状況の伝達をするとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保すること と帰宅行動を支援するための代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する内容となっております。今後は、これらの対策を具体化する必要がございますので、県をはじめ近隣の市町や関係機関などの指導を得ながらして取り組んでまいります。【具体的取組】・鉄道や道路・橋梁などの被害状況の収集及び提供　・帰宅する治道の指定　・トイレや休憩場所の確保（コンビニ、スーパー、ガソリンスタンドなど）　・治線市町との情報の共有化、公共施設の利用　・公共交通機関の確保　など	各市町としてもそれぞれ関心項目と取り組んでおり、実施済みや今後の強化項目となっている。　→終了
3. 河川の護岸工事は自然環境保護と水質浄化の観点から、天然素材および植物を主体とする護岸方法で施工すること。また、順次改修すること。	水路整備については、流末の状況や排水形態等を調査し、緊急性の高い箇所より、環境改善に努めております。 また、湧水のある河川に対する護岸方法で、天然素材を使い生態系を復活させる整備を行っております。今後、さらに、自然環境にあった水路整備を検討して行きたい と思っております。 建設部河川課）	市で整備を進めている谷津１（延長１，７１６ｍ）につきましては、多自然型護岸を採用し、現地の植生を再現するよう配慮しています。また、改修事業も順次計画的に進めています。	鶴ヶ島市は、都心に近いことから村から一挙に都市に移行し、残りかな・なくてしまった水辺環境が、今では貴重な自然として市民に潤いとなら ́ざを与えております。水路などの小河川につきましては、河床を自然のままとし、自然型の護岸による生態系の多様化を促進することにより、水生植物の育成域を拡大させ、川の持つ自然浄化作用で水質の向上を図り、自然との共生をめざした緑と水辺づくりを進めて参りたいと考えております。	県へ要望いたします。		市町として実施できるところは、すでに取り組んでいる。　→終了

2007年度連合埼玉川越・西入間地域協議会（川越・西入間地域労福協）政策制度要請　各市町回答まとめ および 総括

2008／5／20 地協事務局

		川越市	坂戸市	鶴ヶ島市	毛呂山町	越生町	総　括
Ⅵ. 食品・農林水産政策							
	1. 農林業の振興と活性化に向け、山林・農地・緑地へ減免・助成・貸付制度の充実を図ること。	市街化区域の農地の固定資産税の課税については、付近の宅地との課税の均衡を図り、土地政策に資する観点から、一般の農地と異なる課税が行われます。　川越市は、特定市の市街化区域農地として、宅地並み評価、宅地並み課税を行っています。川越市に隣接する町は、一般の市街化区域農地として、宅地並み評価、農地に準じた課税を行っていることから、川越市と合併した場合には、固定資産税の上昇が見込まれるため、法律により税額を段階的に引き上げるなど措置が講じられることになります。　また、農地を宅地に転用しようとする場合には、計画的な宅地化農地に対する税額の免除等、新築貸家住宅等に対する軽減措置がございます。しかしながら、長期的に営農し続けようとするときに、税の優遇措置を受けるためには生産緑地の制度しかなく、当初に生産緑地を選択しなかった場合、途中で生産緑地へ切り替えることはできません。市としましても、機会があるごと市街化区域農地への固定資産税の特例の拡充や相続税に係る納税猶予制度の拡充等について、国及び県に対して要望しているところでございます。（財政課資産税課）　平地林の落ち葉を利用する循環型農業を核とした三富農業を支援するため、県、市町（川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町）、地域農業者、いる支野農業協同組合、民間企業等で構成される三富地域農業振興協議会の活動を通じて、都市部及び地域住民の循環型農業への理解及び協働の促進、平地林の森林施業支援や木質資源の利活用促進等を軸とした取組みを支援しております。担当部課（産業観光部農政課）　生産緑地につきましては、第三次川越市総合計画に「都市における良好な生活環境を確保するための農地として保全するとともに、市民農園の活用方法についても検討します」という位置づけがございます。　生産緑地は市街化区域内の貴重な緑であり、オープンスペース、災害時の避難地等として多様な機能を有していることから、市民農園としての活用を図ることにより、緑の保全につながるものであると考えております。また、生産緑地所有者からの相談があれば、関係課との調整を含めて、市民農園等の活用方法を検討してまいります。（都市計画部都市計画課）	小規模の農業者への助成・貸付制度については、国の動向を確認しながら、農業者の要望をふまえ、県、JAいる野等の関係機関と連携を取り対応を研究したいと思います。	樹林地の保全対策の一環として平成11年度から都市緑地法の市民緑地制度を活用した「市民の森」を開設しています。現在、市内に7か所約13．3ヘクタールの土地を「市民の森」として指定しており、この土地に関しては固定資産税が減免されています。市街化農地については、生産緑地の指定を受けていなくても税与税・相続税納税猶予制度が適用になりますので、売却による農地の減少が少しでも防ぐことができるよう農家への周知を さらに図っていきます。また、意欲ある認定農業者には、低利な資金の融資や融資率の優遇などを実施していくところであり、今後とも認定農業者への誘導を積極的に進めていきます。	市街化区域内の農地については、固定資産評価基準において宅地の価格を基準とした価額によるとされています。しかし実際の評価額は、基準となる宅地の価額の3分の1を上限としており、さらに課税標準額も負担水準に応じた税負担の調整措置が導入されているので、低 御えられているのが現状です。市街化区域は、都市計画法で優先的かつ計画的に市街化を図るべきと域とされています。市街化区域の農地については、宅地としての潜在価値を有し、売買価格も宅地 と同水準とされていることから、区域内の農地について減免等の措置は困難と考えます。	ご要望の内容については、町単独での事業等では到底解決ができない課題であり、町の判断に基づき、国、県等に要望してまいります。また、ゴミの リサイクルについては、生ゴミ処理機の普及を行っており、学校等においても利用しております。	各市町において関心項目にはなっているが、市町独自で推進は難しい内容である。　→終了
	2. 有機資源を活用した、環境にやさしい資源循環型農業のための施策を講ずること。	有機性廃棄物の有効利用につきましては、現在、新清掃センター関連施設の一つとして 草木類資源化施設」の建設を予定しております。この施設は、年間900トンの草木類を資源化する施設でございます。当面は、この施設により、持ち込まれた草木類を可燃ごみとすることなく資源化していく予定でございます。（環境部資源循環推進課） 本市では、家畜ふん尿の利用施設及び処理施設の設置に対して、市内畜産農家に助成する「川越市家畜排せつ物利用施設整備事業」を行なっております。　この事業は、畜産飼養による産出される排せつ物を有効利用するための施設及びその処理のための施設の設置について支援するためのものであります。　また、家畜排せつ物の利用として牛・豊、豚養、鶏養を推肥とし、畜産農家には家畜の飼料作物の生産に、畑作・水田農家においては野菜や米等の生産に利用されており、畑作・水田農家からでる野菜の残渣や植わら、麦わら、稲殻等の農産物副産物も肥料として利用されております。　このように、家畜排せつ物や農産物副産物のバイオマス利用は行なうことについて市では補助事業として支援しておりますが、今後も国の動向を見ながら資源循環型農業の有効性を考え、新たな事業展開を推進していきたいと考えております。（産業観光部農政課）	本市の農業におけるバイオマス利活用については、片柳地区において、従来は廃却処分されていた 菊枝」の収集を行い、農業資材として再利用を行っていますが、さらなるバイオマスの利活用についても今後研究を行いたいと思います。	近年、化石燃料等による大量生産・大量消費・大量廃棄を原因としたCO2等による地球温暖化が進行し、生活環境、自然環境に対する影響が深刻化しています。このため、昨今では再生可能な有機性資源であるバイオマスの利活用が叫ばれており、国においては京都議定書を踏まえ、バイオマス ニッポン総合戦略（平成18年 31閣議決定）を策定し、推進強化に努めています。埼玉県でも、企業や市町村、民間の研究機関、大学と連携し、広域的な取組みの支援、先進的な取組みの研究の、地域バイオマス利活用プロジェクト研究会を立上げたところです。このため、当市としても、国、県の動向に注視しながら、落ち葉等未利用バイオマスの利活用の支援など、身近な取組みを進めていきます。また、「生ゴミ」「化学農薬の低減」化学肥料の低減」など、持続的で環境にやさしい農業に取り組む県の農業者認定制度 エコファーマー」をさらに促進していきます。	家庭内で発生する生ごみ対策として、電動の生ごみ処理器及びコンポストの購入に対する補助金制度を設けております。また、発泡スチロール箱を利用した生ごみの堆肥化を促進しております。	ご要望の内容については、町単独での事業等では到底解決ができない課題であり、町の判断に基づき、国、県等に要望してまいります。また、ゴミの リサイクルについては、生ゴミ処理機の普及を行っており、学校等においても利用しております。	各市町とも趣旨は理解されており、一部実施済み項目もある。　→終了
Ⅶ. 教育政策							
	1. 教員が心身共に健康で、児童生徒と向き合う時間を生みだし、教育活動をさらに充実させたため、学校および県・市町村教育委員会が、それぞれの実態を踏まえ主体的かつ継続的に、教員の世常的多忙感の解消に取り組むこと。	御指摘のとおり、昨年度、文部科学省が実施いたしました教員勤務実態調査の報告書を見ますと、個人差はあるものの勤務日における1日の平均残業時間は約2時間の結果となっております。そして、中央教育審議会等の審議でも触れられたように、教員の超過勤務時間の縮減のために学校経営上の工夫や体制づくりが求められます。　教育委員会としましては、少しでも教員の負担軽減を図り、児童生徒への きめ細かな指導を行うため、少人数学級のための臨時講師、生徒指導推進員（スクールポランダ）、学校図書館図書整理員、自立支援サポーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、教育研究所配置臨時職員等を各学校の実情に応じ配置してまいりました。　今後におきましても、関係機関に対し教職員定数の改善を要望するとともに、教員の多忙感の解消に向けた取り組みを進めてまいりたい存じます。（学校教育部学校管理課）	校長を通じて教職員の勤務状況を把握するとともに、児童・生徒の教育活動を充実できるよう指導していきます。	教員が心身ともに健康で、児童生徒と向き合う時間をできるだけ多く確保することについては、極めて重要だととらえたいます。また、教員が児童生徒の学習指導や生徒指導以外にも様々な業務を抱え、多忙な状況にあることも把握しております。文部科学省では、このような実態を受け、 学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」を立ち上げ、調査等の精選や統合、調査の研究業務の合理化などを進めています。学校では、一部の分掌に業務が集中し、特定の教員が負担に感じている現状もあります。学校が組織的かつ計画的に教育活動を展開し、一人一人の教職員の負担軽減が図れるよう、校長にも指導を行っております。また、教員の多忙感解消に向けては、教職員が望めるところであります。県費負担教職員の定数について は、国の基準で定められていますが、定数の改善が図られるよう 今後とも県教育委員会に働きかけてまいります。	教職員が 心身共に健康」であること、できるだけ多くの 児童生徒と向き合 時間を生み出す」ことは、本町としても重要な課題の一つとして、以下のとおり取り組んでいるところです。1)町としての各校への調査を必要最低限に抑え、教職員の事務の軽減を図る。2)事務の効率化を図るため、教職員一人につき一台のノートパソコンを配置し、無線LANで結んでいる。さらにデータサーバー設置により情報の共有化ができるようにしている。3)小中学校では今年度より2学期制を導入し、成績処理や学期末事務の量を軽減し、児童生徒と向き合う時間を生み出す等の教育活動の改善を図っている。今後とも、教職員の心身の健康について、教育委員会と管理職等の連携を図りながら、実態把握と継続的な取り組みを行ってまいります。	学校及び県と連携を図り、教育の充実に努めているところであり、また、町単独の非常勤補助教員を採用するなど、その負担軽減に努めるとともに、地域の方々やＰＴＡと連携を図るなど教育環境の充実に努めております。	一部、前向きな検討をされている部分もあるが、市町としての取り組みでは厳しい内容　→終了
Ⅷ. 人権・男女平等政策							
	1. 児童虐待の早期発見と防止に向けて以下の施策を講ずること						
	①児童虐待を早期に発見できるよう県内すべてに 要保護児童対策地域協議会」が設置されているが、児童虐待の発見を促進するために、参加機関や地域の関係機関が連携を深めながら効果的な対応を図ること。	本市では、平成17年 12月 1日に川越市要保護児童対策地域協議会を設置し、福祉部子育て支援課が要保護児童対策調整機関となって運営しております。当協議会は、代表者会議（年1－2回）、実務者会議（年6回）、個別ケース検討会議の三層構造となっており、主な参加機関としましては、埼玉県川越児童相談所、埼玉県川越警察署、川越市医師会、川越市民生委員児童委員協議会連合会、川越人権擁護委員協議会、川越地区私立幼稚園協会、川越市私立保育園協会、川越市社会福祉協議会などの外部団体のほか、市民部、保健医療部、学校教育部、福祉部の関係各課でございます。さらに来年度は、さいたま地方法務局川越支局と県内児童養護施設にも御参加いただく予定でございます。　活動内容としましては、児童虐待の早期発見と関係機関の連携強化を図るため、児童虐待防止を関知するための講演会の開催、要保護児童に関する研修事例の検討、各関係機関との情報交換や施設見学等を行っているところでございます。　今後も当協議会を中心に各関係機関がより連携を深め、本市における児童虐待の早期発見とその防止に努めてまいります。（福祉部子育て支援課）	本市でも今年度、児童虐待防止ネットワークから要保護児童対策地域協議会に移行し、更なる児童虐待防止に向け、発生予防から早期発見・早期対応、保護、支援の各段階を通じ切れ目のない取り組みを図っているところです。調整機関となっている当課が、各関係機関との連絡調整、役割や更なる機能の充実、地域全体への取り組みとしても高めていきます。	当市においては、平成18年 1月 1日に、鶴ヶ島市要保護児童対策地域協議会を設置しています。現在の構成機関は13機関で、平成19年 7月に、さいたま地方法務局川越支局及び川越人権擁護委員協議会が新たに加わったところです。当協議会では、代表者会議を年 1回開催し、関係機関代表者に実務者会議が円滑に運営されるための環境整備について協力を お願いしています。また、実務者会議を引 1回開催し、情報交換及び支援内容の検討をおこなう支援を行っている事例の総合的な把握に取り組んでいます。他に、研修会を年 1回開催し、児童福祉関係者の資質向上に努めています。これからも、当協議会は関係機関の連携を深めながら児童虐待の予防、早期発見並びに効果的対応に取り組んでまいります。	毛呂山町要保護児童対策協議会は、要保護児童の早期発見や適切な保護、要保護児童及びその家族への適切な支援を目的に、平成18年 2月に設立され、児童福祉関係・教育関係等の34機関で構成されております。協議会では、関係機関の構成する代表者会議、実際に活動する担当者で構成する実務者会議、個々のケースに関係する機関で構成する個別ケース検討会議を開催しており、これらの会議等を通じて関係機関の連携・情報の共有化を図り、虐待情報の収集や虐待通告への迅速な対応に努めております。具体的に、児童虐待等の通告があった場合には、関係機関や地区の民生委員、主任児童委員と連携を図りながら、児童の安否確認等の状況把握を行い、必要に応じ一時保護や措置入所等を児童相談所に要請します。また、見守りや支援の必要と思われる家庭や児童に対しては、個別ケース検討会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、緊急時における対応体制の確認、それぞれの役割に応じた相談や援助活動等を行っております。	越生町には、児童相談所はございませんが、越生町としては、県等と連携を図り、児童虐待の早期発見や防止に努めて参りたいと存じます。	各市町間での温度差はあるものの、具体的な取り組みを実施しているところもある。　→終了
	②児童相談所は虐待を行った保護者に対しての ケアや治療を充実させるとともに、自立、家族再統合や養育機能の再生・強化に向けた効果的なプログラムを開発し実施すること。	児童相談所は県の所管する機関でありますので、御要望の趣旨を県の所管課にお伝えいたします。担当部課（福祉部子育て支援課）	児童虐待の再発防止に向けた取り組みは重要であることから、児童相談所でも家族への包括的な支援を充実するための心理・家族支援担当を新設し、親子分離したケースなどを支援するための家族支援プログラムを策定した旨聞いています。	(2)については、埼玉県の児童相談所に対する要請です。	児童相談所を始めとする関係機関と連携を図りながら、虐待後の見守りや支援について対応していきます。		児童相談所の管轄は県であり、地協要請にはそぐわない。　→終了
●労福協要請事項							
	1. 国の中小企業勤労者総合福祉事業(国庫補助)の廃止を契機に、中小企業勤労者福祉サービスセンターの抜本的な改革・改善で経営自立化をはかるとともに、地域の 勤労者総合福祉センター化」をめざし、以下の施策を講ずること。	川越・西入間地域協議会」のⅡ－3と同要請のため回答済です。 担当部課　産業観光部商工振興課）	中小企業勤労者福祉サービスセンターの役割は重要であると認識していますが、当市単独での設置については非常に困難です。このため、広域化での設置について研究を始めております。今後は前向きに検討していきたいと考えています。また、広域化の設置となった場合には、行政や関係機関のご意見をいただきながら設立に向け検討していきます。	連合埼玉川越・西入間地域協議会の要請：Ⅱ雇用労働対策 3の回答と同様	他市町の対応を踏まえ検討してまいります。	財政状況が好転しない中、新たな財政支出を伴うような事業を行うことは困難でありますが、広域的な協議等がございましたら、再度検討させていただきます。	地協要請とⅡ－3と同様）
	(1) スケールメリットの発揮でサービスセンターの経営・財政基盤の強化をはかるとともに、会員及び勤労者ニーズに対応した事業サービスの拡充をはかるため、未設置の坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町に積極的に働きかけ、3市2町による 川越・西入間地域広域サービスセンター(仮称)」の設立をめざすこと。 但し、広域化に向けて基本合意が成立した場合は、当該行政と当該地域の商工団体、各種工業・業種組合、及び当該の連合地域協議会、地域労福協の代表者等で構成する 広域化準備委員会」を設置すること。						
	(2) 行政施策に、中小企業勤労者福祉サービスセンターの位置付けを一層高めると同時に、県内96所のサービスセンターと当該設置自治体、及び埼玉県、(社)埼玉県労働者福祉協議会で構成される 埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会」における、経営自立化に向けた改革・改善諸課題の協議・検討に積極的に参加し対応すること。						
	2. 国の 多重債務問題改善プログラム」にもとづき、多重債務に陥った市民（住民）の問題解決をはかるため、丁寧な事情の聴取、具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談窓口を整備するとともに、弁護士、司法書士等と連携体制の確立などを相談体制の拡充をはかること。	多重債務者の相談は、法律相談で承っております。具体的な解決方法は、相談内容に応じた弁護士の判断により、相談のなかで提示されています。解決に至るまでの実際は、自己破産や債務整理などの手続きを、弁護士・司法書士に依頼することになる事案が多いと思われます。従って、依頼を踏まえた相談機関という こで、弁護士会主催の法律相談センターや日本司法支援センター（法テラス）などの相談業務を紹介することも、相談担当受付窓口では行っております。　多重債務者が、相談に来ることを躊躇する傾向にあるという現実も踏まえ、今後の広報の拡大も含めて、適切な相談機関への橋渡しができるよう努めてまいります。国・県の指導のもと、多重債務問題改善プログラムの動向を十分考慮して概念にあたりますので、御理解御協力をいただきますよう、お願いいたします。（市民部広聴課）	本市における多重債務者救済策といたしましては、多重債務者相談窓口として消費生活コンサルタントによる消費生活相談及び弁護士による法律相談があり、消費生活相談については今年度より週 3回体制を経・週4体制へ増設するとともに、法律相談につきましても昨年 1月より月 3回体制を引・回体制へ増設し、相談体制の充実に努めているところです。今後におきましては、昨年 4月に国より示されました「多重債務問題改善プログラム」を踏まえ、国・県の動向を十分注視していくとともに、現行相談体制の中で多重債務問題の解決が図られるよう、相談窓口の更なる充実に努めていきたいと考えています。	市では弁護士の法律相談（月 2回）や消費生活相談で多重債務の相談を受けています。多重債務のみの相談窓口は設置しておりませんが、相談内容によっては他の課や専門機関（日本司法支援センター・埼玉弁護士会・埼玉司法書士会等）に紹介しております。また、埼玉県県民相談総合センターによる埼玉県労多重債務法律相談や埼玉弁護士会の多重債務相談、埼玉司法書士会のクレジット・サラ金相談会など無料の法律相談がありますので、あわせて紹介しております。現在、相談件数の約 1割が金銭貸借に関するものですが、今後は多重債務の相談も受け付けていく旨を明記するなどの工夫をして掘り起こしに取り組んでいきたいと考えています。また、生活支援については他の課との連絡調整が必要になりますので、検討してまいりたいと存じます。	消費生活相談、弁護士相談、司法書士相談をそれぞれ行っており、連携体制の確立を図ってまいります。	相談窓口については、既に様々な相談窓口を設置しております。また、個々のケースにより、町の法律相談をはじめ、必要と思われる相談窓口を紹介するなど、役場内の担当課同士で連携を図りながら問題解決のための援助を行っております。	すでに各市町において実施済みとなっている項目　→終了
	3. 生活に困窮している人たちの最低限の暮らしと生活、命を支える生活保護制度がいわゆる 水際作戦」の横行により、窓口で申請拒否にあったり、違法に追い返されるなど危機に直面していることから、生活保護法の主旨と意義をふまえ、以下の施策を講ずること。						
	(1) 仮に厳しい財政状況の中での市政(町政)運営を余儀なくされているとしても国民の最後のセーフティネットである生活保護法の主旨をふまえ、申請権を侵害するような違法行為いわゆる水際作戦などが皆がないよう、適性か公正な運用に万全を尽くすこと。	御指摘のとおり、生活保護は国民の最後のセーフティネットでありますので、川越市においては、生活保護の相談・申請はベテランの職員及び専門の面接相談員がお受けしており、申請権の侵害等が一切無いよう努めております。（福祉部生活福祉課）	生活保護の相談を行った結果、申請の意思を確認した場合には、申請書を交付し、申請権を侵害することのないよう配慮し、生活保護法の適正な運用に努めています。	相談者の人権に十分に配慮し、親身になって個々の状態にあわせた適切な対応をしておりますが、今後も、相談者への丁寧な対応に心がけるとともに、生活保護の適正実施に努めてまいります。	保護の決定権は本町にはございませんが、相談者の現在における状態を適切に把握し、真に生活困窮の状態であるか、急迫の状態であるか否かの確認に努め、保護実施決定機関である人間西福祉保健総合センターに、情報提供しております。	生活保護法に関する事務は、県福祉事務所が行っており、町は経由機関にすぎません。申請が行われた場合は、適切に県福祉事務所に送付しております。	市町間で温度差はあるが、情報の共有化やスムーズな相談対応は行われているようである。　→終了
	(2) 県および関係機関と連携し、捕捉率の現状を調査するとともに、捕捉率を高める有効的な施策を講ずること。	生活保護は国の法定受託事務であり、保護費の基準等も国が定めております。よって、捕捉率の調査等については、国の統一的な見解が必要と思われます。ただ、今後県および関係機関等と連携をし、生活保護の必要な方が速やかに受給できるよう努めてまいります。（福祉部生活福祉課）	生活保護を受給できる人がどのくらいいるかを調査するためには、広く資産や収入等について、調査する必要があります。生活保護法における申請保護の原則、調査の範囲の問題、個人情報保護の観点などから、現在の生活保護制度において、捕捉率を調査することは、困難であると考えられます。今後も生活保護の適正な運用を図ることにより、生活困窮世帯の最低限度の生活の保障と自立の助長を図っていきます。	随時生活相談に応じるとともに、民生委員や社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携を図りながら、生活困窮者の把握に努めております。今後も生活困窮者に関する情報が生活保護の担当に繋がるよう関係機関との連絡・連携を図ってまいります。	生活保護制度を利用し得る状況下でも、自分なに懸命の努力で生活を維持し、生活保護を申請しない方もいます。このような頑張って生活しているかたちのためにも、関係機関との情報を密にし、住民の生活状況の把握に努めていきたいと考えております。		各市町とも趣旨は理解されているようである。　→終了